

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	農業協同組合法			法令番号	昭和22年法律第132号				
手続名	共済規程の変更、廃止の承認			根拠条項	第11条の17第3項				
審査基準	<p>「共済事業向けの総合的な監督指針」（平成18年3月31日付け17経営第7481号経営局長通知）</p> <p>共済規程の設定又は変更の承認を行う場合には、次に掲げる要件（変更の承認にあつては、1及び2を除く。）に適合するか慎重に審査するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該組合が共済事業を健全かつ効率的に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、収支の見込みが良好であること</li> <li>2 当該組合が、その人的構成等に照らして、共済事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること</li> <li>3 規則第11条に規定する記載事項が共済規程に記載されていること</li> <li>4 共済規程に記載された事項のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものが次に掲げる基準に適合するものであること             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 共済契約の内容が、共済契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること</li> <li>(2) 共済契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと</li> <li>(3) 共済契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること</li> <li>(4) 共済契約者等の権利義務その他共済契約の内容が、共済契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること</li> <li>(5) 共済掛金及び責任準備金の額の算出方法が、合理的かつ妥当なものであり、また特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと</li> </ol> </li> <li>5 決定手続は、農協法第44条及び第45条等に照らし適法に行われていること</li> </ol> <p>※佐賀県農業協同組合法施行規則第8条第2項に明記</p>								
	受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間	60日	目次
						標準経由期間	日	No.	